

苓北町法定外公共物管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、苓北町法定外公共物管理条例(平成15年苓北町条例第24号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請等)

第2条 条例第4条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の内容に応じ、当該各号に定める申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 占用の申請 法定外公共物占用許可(新規・変更・更新)申請書(様式第1号)
- (2) 工事の申請 法定外公共物工事施行許可(変更)申請書(様式第2号)
- (3) 付替えの申請 法定外公共物付替え申請書(様式第3号)

2 町長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可書を交付するものとする。

- (1) 前項第1号の申請に係る許可 法定外公共物占用(新規・変更・更新)許可書(様式第4号)
- (2) 前項第2号の申請に係る許可 法定外公共物工事施行(変更)許可書(様式第5号)
- (3) 前項第3号の申請に係る許可 法定外公共物付替え許可書(様式第6号)

(許可事項の変更)

第3条 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条第1項に掲げる申請書に許可書及び当該変更に係る書類を添付して、町長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の更新申請)

第4条 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後引き続き当該許可に係る行為をしようとするときは、当該許可の期間の満了する日の30日前までに、法定外公共物占用許可(新規・変更・更新)申請書(様式第1号)に、許可書を添付して、町長に申請しなければならない。

(使用料の減免申請)

第5条 条例第8条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、法定外公共物使用料減免申請書(様式第7号)により、町長に申請しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 条例第13条第2項の規定による届出は、法定外公共物地位承継届出書(様式第8号)に、当該相続人に該当することの事実を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(住所変更等の届出)

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第2号の規定に該当するときは、その事実を証する書類を添付しなければならない。

- (1) 使用者が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 法人である使用者が代表者を変更したとき。
- (3) 法人である使用者が解散しようとするとき。

(4) 法定外公共物の使用を中止しようとするとき。

(使用の廃止等の届出)

第8条 条例第14条の規定による届出は、法定外公共物使用等許可期間満了・廃止届出書(様式第9号)により行わなければならない。

(証明書の様式)

第9条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第10号)のとおりとする。

(境界の確定に係る書面)

第10条 条例第16条第2項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 境界を確定した法定外公共物及び隣接地の所在

(2) 隣接地の所有者の住所及び氏名又は名称

(3) 立会日及び協議が整った日

(4) 境界標の位置及び番号

(5) その他参考となる事項

(用途廃止の届出)

第11条 条例第18条の規定による用途廃止を申請しようとする者は、法定外公共物用途廃止申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(工事の検査)

第12条 第2条第2項各号の許可書の交付を受けた者は、許可に係る工事を完了したときは、法定外公共物工事施行完了届(様式第12号)を町長に提出し、必要に応じ検査を受けるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月10日規則第31号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。